

(乙の実施権)

第6条 乙又は乙の会社法上の子会社（以下乙の子会社という）は、本件発明を実施することができ、また乙は、第三者に対して実施許諾することができる。

(実施料)

第7条 本件特許権を第三者に実施許諾した場合の実施料は、交渉等の手続に要した費用及び甲の持分に対して乙が負担した第3条の費用を除き、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分する。

(相手方への権利譲渡)

第8条 甲又は乙は、自己の権利の持分を相手方に譲渡するときは、その取扱いについて協議する。

(秘密保持)

第9条 甲及び乙は、本件発明に関連して知り得た相手方の技術上又は営業上の秘密を第三者に漏洩してはならない。

2 本件発明の内容については、これが出願公開若しくは登録になった場合又は甲及び乙が協議して合意に至った場合を除き、甲及び乙ともにこれを秘密として保持し、第三者に発表又は漏洩してはならない。

(準用)

第10条 本契約書の各規定は、本件発明に係る特許出願を分割、変更、国内優先又は外国出願する場合に準用する。

(有効期間)

第11条 本契約は、本件発明の特許出願日から効力を生じ、本件特許権の存続期間満了の日まで有効とする。ただし、本件発明の特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定した場合又は本件特許権の無効が確定した場合、当該確定日をもって終了する。

(協議)

第12条 本契約書に定めのない事項又は本契約書の各条項の解釈に疑義を生じた場合、甲及び乙は誠意をもって協議解決する。

(裁判管轄)

第13条 本契約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

本契約成立の証として本契約書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲 東京都調布市調布ヶ丘一丁目5番地1
国立大学法人電気通信大学
契約責任者 理事 〇〇 〇〇

乙 住所
組織名
契約責任者 役職 〇〇 〇〇